

別紙

徳島県発注工事等を受注した皆様へ

「令和8年3月から適用する徳島県土木工事設計労務単価」については、最近の労働市場の実勢価格や、法定福利費相当額、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映しているものとなっています。これを技能労働者の賃金に適切に反映させて、技能労働者の確保や就労環境の改善などにつなげることが重要と考えています。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

したがいまして、請負契約を締結した工事等の受注者は、上記趣旨をふまえ、技能労働者の賃金水準の引き上げや、適正な契約金額による下請契約の締結等について適切に対応するようお願いいたします。

徳 島 県